

内閣府 公益認定等委員会事務局 御中

東京大学大学院 工学系研究科
池上 孝則

行政指導の要請

1.はじめに

2015年8月に北京で開催される世界陸上競技選手権大会(以下「世界陸上」という。)のマラソン代表選考に関し、私が2015年3月18日に陸連に提示した公開質問状は、度重なる督促にも拘わらず黙殺された。

そこで、公益財団法人を所管する内閣府に対し、公益財団法人日本陸上競技連盟(以下「陸連」という。)に対する行政指導を要請する。

2.事件の経緯

2015年3月11日、陸連は世界陸上のマラソン代表男女6名を発表した。この選考における女子の代表に関して、横浜国際女子2014で優勝した田中智美選手が代表から外れ、大阪国際女子2015で優勝者から4分30秒遅れで3位の重友梨佐選手が選ばれた。

当該代表選考は、パフォーマンスの科学的評価指標である「フェアタイム」が示唆する結果に反しているばかりでなく、論理的整合性を欠き、選考に必要な民主的手続きを踏まず、法の支配の原則に反する選考事由の遡及も数多く見られるなど、日本代表を選考する上で具備すべき要件をことごとく欠いている。

スポーツの世界で指導的立場にあるはずの陸連の信じ難い暴挙に対して多くの関係者及び報道機関から疑問が投げかけられたが、陸連は的外れで抽象的な回答に終始した。

その後、スポーツ仲裁機構で審議する等の動きが見られず、事件がフェードアウトすることに危機感を抱いた私は、従来の研究に比して圧倒的に信頼性の高いマラソン関連情報を提供する世界で唯一の研究者として、またマラソンをこよなく愛する一市民ランナーとして、代表発表の日から賞味期限の限界である1週間後の3月18日、A4で9ページの公開質問状を1日半で書き上げ、陸連に送付した。

しかし陸連は、当該公開質問状に対して2度ほど質問をはぐらかす3行の返事を返しただけで、再三に亘る督促にも拘わらず本質的な回答をしなかった。

陸連は、公益財団法人日本陸上競技連盟定款(以下「定款」という。)第3条の規定では日本の陸上界を代表する唯一の組織となっているが、科学的知見に背を向け、フェアプレイの精神を汚し、民主主義及び法の支配の精神を死に至らしめる陸連のこうした行為を看過することは、科学の世界に生きる私自身に対する死亡宣告に等しい。

よって私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)を所管し、公益財団法人を指導する立場にある内閣府に対し、陸連に対する行政指導を要請するに至った次第である。

3.問題の構図

陸連は、税制等の優遇措置を受ける公益財団法人に認定された法人である。

公益社団法人及び公益財団法人(以下「公益法人」という。)は、一般社団法人又は一般財団法人が公益法人認定の申請を行ったとき、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」(以下「認定法」という。)

に規定する要件を満たす場合に、行政庁(内閣府)が認定する。その一方で認定法は、同法第6条(欠格事由)に該当する事由がある場合に、行政庁は同法第29条(公益認定の取消し)により公益財団法人の認定を取り消す旨の規定を定めている。今回の事件との関連においては、認定法第6条第3項に「その定款又は事業計画書の内容が法令または法令に基づく行政庁の処分違反しているもの」と規定していることから、陸連が定める定款に違反した行為があった場合には公益法人の認定を取り消されることになる。

すなわち、当該代表選考問題の本質は、陸連が当該法人の定款である「公益社団法人日本陸上競技協定款(以下「定款」という。)」を遵守しているか否かを判断することである。

4. 行政指導の要請

上記の問題の構図を踏まえ、まずは陸連の定款違反として以下の3点を挙げる。次に、認定法の趣旨に則って内閣府に対する行政指導を要請する。

4.1 定款違反

まず、認定法に抵触する蓋然性が高い陸連定款第3条(目的)、第5条(加盟)、第42条(議決)について概説する。

(1)定款第3条(目的)違反

定款第3条において、陸連は自らを「わが国における陸上競技界を統括し、代表する団体」と位置づけ、「スポーツ文化の普及及び振興」を図り、「国民の心身の健全な発達」と、「豊かな人間性の涵養」を実現することを目的として高らかに謳っている。

しかし、今回の代表選考に見られる言動がはたして定款に規定する目的に適う行動と言えるであろうか。様々な疑義に対してお尋ね者のように姑息に逃げ惑う陸連が強い日本の規範となる者のあるべき姿であろうか。

私は、「フェアプレイの精神を恥じらうことなく汚す集団にスポーツ文化の振興が図れる訳がない」と断言する。私だけでなく、よほどのひねくれ者でない限り、今回の陸連の一連の行動が定款第3の目的に則した行為と捉える人はまずいないであろう。

(2)定款第5条(加盟)等違反

マラソン代表選考問題は勃発したのは今回が初めてではない。国民的議論となった高橋尚子選手落選事件の遙か以前から、事あるごとに物議をかもししてきた問題である。しかし、陸連は、こうした事態を打開すべく機敏な対策を怠ってきた。こうした陸連の「危機意識の欠如」、「スピード感の欠如」が今日の事態をもたらしているのである。

ところで、定款第5条においては、陸連を「国際陸上競技連盟」及び、「日本オリンピック委員会」に日本を代表する唯一の団体として加盟している。法令には明示的な記載がある訳ではないが、上記条文のように独占排他性を認容する強力な権力付与条項を規定する対局として、それに見合う義務を課するのが法治主義の精神である。

単なる一法人に過ぎない陸連は、自らの強大な権力を「天が賦与した権利」であるが如く錯覚し、第5条に代表される強力な権力の付与に見合う努力を怠ってきた。こうした権力の座に胡坐をかいて歳月を浪費する構造が連綿と続く代表選考混乱の歴史の主要因である。

すなわち陸連は、機に発し感に敏なる措置を講じてこなかった、明白な作為義務違反を行っているのである。

(3)定款第42条(議決)違反

定款第42条(議決)では、理事会の議決に関して「利害関係者の排除」、「多数決」といった極めて常識的な内容が記載されている。

今回、陸連が代表選考の経緯に対して口を噤んでいるので詳細は不明だが、優勝した田中選手が落選し、優勝から4分30秒遅れで3位の重友選手が選ばれるという異例の選考は、どのような経緯で行われ、どうして過半数の支持を得たのであろうか。

常識では考えられないこの結論を導くために、利害関係を有する理事の強力なリードがあったことも、自己主張も真間ならない旧体然とした階層構造が存在することも想像に難くない。おそらくは第42条の民主的な規定は形骸化しており、全く機能していなかっただろうと容易に推測できる。

定款第42条は、「利害関係者の出席」及び「過半数の支持」という観点において真っ黒である。選考の経緯に関して当事者は決して口を開かないであろうが、公益財団法人にそうした黙秘権が許されるはずもない。所管行政庁である内閣府は真実を明らかにする責任がある。

4.2 内閣府に対する行政指導の要請

上記の事件の経過および定款違反を踏まえ、陸連を所管する内閣府に対し、まずは

- (1)私が提出した公開質問状に真摯に答えること、
- (2)代表選考の経緯を詳細に説明すること、

の2点について行政指導するよう求めるものである。

また、スピード感をもって事に当たる必要があることから、行政指導を行う期限を2週間後の**2015年7月14日**とさせて頂くとともに、行政指導の具体的な内容を文書にてご連絡頂きたい。

5 付帯事項

ここで、本件に関連して言及しておくべき事項を2点ほど付記しておく。

5.1 重友梨佐選手への同情論

一部メディアでこうした記事を目にするが、まず、「何も罪はないのに、いろいろ言われてかわいそう!」とする重友梨佐選手に対する同情論に言及しておく。

結論的に言うならば、こうした視点で本件を語ることは全くのお門違いである。同情すべきは本来選ばれるはずの田中智美選手であって、重友選手ではない。重友選手は、「結果が出なくても同情されるし、結果が出たらヒロインになれる」という“おいしい”位置にあるが、田中選手は、本来は自分が代表であるにも関わらず、そのチャンスを全く与えられなかったのである。

重友選手の結果にケチをつける必要はないが、それに余計な人情話を盛るのは禁忌である。もし重友選手の結果を美談に仕立てるメディアがあったとしたら、物事の本質が全く見えない、人情猿芝居の好きの三流ジャーナリズムと言わざるを得ない。問題の幹と枝葉をしっかりと認識して品格のある記事にして頂きたい。

陸連も「重友選手が結果を出せば疑惑の代表選考に対する契(みそぎ)になる」と密かに考えていたとしたら、スポーツを愚弄する愚か者である。いわゆる「恥の上塗り」であるが、陸連は「恥」という概念は持ち合わせていないようなので、単なる「アホの上塗り」かもしれない。

重友選手が好成績を出すことを良く思わない人を作り出した時点で陸連は当事者能力を失っており、結果に対してコメントできる立場にないのである。陸連の立ち位置は極めて脆弱であり、ちょっとした失言で炎上する危険を孕んでいるということを、老婆心ながら予め忠告しておく。

5.2 陸連がフェアタイムを採用しない本当の理由

現執行部の実質No.1である尾縣貢氏が筑波大学の先生であるように、陸連の構成員の多くは運動生理学、スポーツ科学、バイオメカニクス等を専門とする研究者でもある。この事実が、陸連がフェアタイムを採用しない本当の理由である。

すなわち、異なる条件下のマラソンの記録を比較する場合、従来の方法論では「原因因子の影響評価」という枠内で解析が組み立てられる。しかし、原因因子が無限に存在するのに対し、観測能力は有限であり、因果関係の解明も真間ならないことから、処理結果は科学性(再現性、普遍性、定量性、整合性等)を持ち得ない。従来型方法論にこうした限界が存在するが故に、陸連が今回の代表選考問題において田中選手と重友選手というたった二人の比較すらできないのは当然である。

一方、私が開発した「仮想測定系システム(Virtual Measurement System:VMS)」によって算出されるフェアタイムは、処理に用いるデータの質と量の範囲内で科学的結果を導くことができる。現在、Webサイト「ハートフルランナーズ」で国内67大会、国際8大会の約100万人のフィニッシャーのフェアタイムを提供し、フィニッシュタイムの変換システムも実用に供している。ここに、フェアタイムによる相互比較の組み合わせは5,000億に達するが、その全てにおいて矛盾が生じていない。

VMSと従来の方法論では、サッカーで言うなら「リアルマドリード vs 幼稚園ひまわり組」ほどの差があるのである。この際、きっぱり申し上げておくと、伝統的方法論で研究を進める研究者が1,000人集まって1,000年かけたとしても、VMSを凌駕する結果を導くことはできない。もし私のこの見解に対して異論があるなら、是非、結果を示して頂きたい。

研究者の名誉に係わることであるから、私は今日まで、こうした事実を口にすることはなかった。しかし、何ら反省の色が見えない権力の傍若無人な振る舞いによって選手の意気込みが削がれ、国民の間に厭世観がひろがるのを見るにつけ、流石に沈黙してはいられなくなった。

鼻差や首差の負けではない。100馬身、200馬身の差のブッチギリでの敗北でありながら、我が身可愛さの余り、陸連はその事実から目を背けている。つまり、陸連の代表選考のやり方は「DNA鑑定には耳を貸さず、長年の勘と経験で犯人を特定し、冤罪を量産したかつての犯罪捜査」のようなものである。もしそうした捜査の実体が明らかになれば、警察・検察はすぐさま背任の罪に問われるであろう。

陸連は、故意・過失のいずれであったとしても、こうした大罪を犯し続けていることに対する罪の認識があるであろうか。そして陸連の監督官庁である内閣府は、何故にこうした実体の是正に向けた行政行為を行わないのであろうか。

6.おわりに

今回の事件は、日本の民主主義の成熟度を見極める格好の教材である。つまり、もし権力の集中に対する監視システムが有効に機能しないようであれば、日本の民主主義・法治主義が世界レベルからほど遠いことを意味するからである。

私は、今回の内閣府に対する行政指導の要請に対して何ら行政行為が行われなければ、行政事件訴訟法に基づく訴えを提起する予定である。皆さんも、今後の行政及び司法の一挙手一投足に注目して頂きたい。

■■■ 公益社団法人日本陸上競技協定款の関連条文の抜粋 ■■■

第3条(目的)

この法人は、わが国における陸上競技界を統括し、代表する団体として、陸上競技を通じスポーツ文化の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

第5条 (加盟)

この法人は、国際陸上競技連盟に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

- 2 この法人は、日本体育協会及び日本オリンピック委員会に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。
- 3 この法人は、この法人の目的を達成するために必要なその他の団体に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

第42条 (議決)

理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。